3　担保権の解除手続

上記２により消滅する担保権の目的たる所有権留保物件が車両の場合、当該担保権者は、弁済を完了した日から２週間以内に、当該所有権留保物件の変更登録手続に必要な一切の書類を管財人に返還するなど担保権の解除に必要な手続を行う。

第６　株式にかかる担保権

1　担保権の存続

更生会社の財産上に存する担保権のうち、別表25「存続する担保権一覧表（株式）」記載の担保権は、更生計画認可決定日以降も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

2　担保権の消滅時期

別表25「存続する担保権一覧表（株式）」記載の担保権は、当該株式を管財人が売却することについて裁判所の許可を得た日に消滅する。

また、第３章第１節第６・２⑶により、管財人が、更生担保権者に対し、代物弁済時点での残更生担保権額をもって当該株式を代物弁済するときは、当該株式上に存続する担保権は、代物弁済日に消滅する。

3　株式質権の抹消手続

上記２により消滅する担保権の担保権者は、管財人から要請があった日から２週間以内に、当該担保権の目的たる株式にかかる証券を管財人に返還するなど担保権の解除に必要な手続を行う。

第７　更生担保権放棄の場合

第３章第１節第７の定めにより、更生担保権者が更生担保権を放棄したときは、書面による放棄の意思表示が管財人に到達した日に当該更生担保権は消滅する。

換価予定不動産及び継続使用不動産から換価予定不動産に変更した不動産にかかる更生担保権者が担保権を放棄したときは、当該更生担保権者は、放棄した日から２週間以内に、当該担保権の抹消に必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。

第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権のうち、別表20ないし25「存続する担保権一覧表」に記載された以外の担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。ただし、共益債権を被担保債権とする担保権については消滅せず、存続するものとする。

当該担保権につき担保権設定登記がなされているときは、担保権者は、管財人から書面による要請があった日から２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な書類を管財人に交付する。

第３節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社が負担する。

第９章　定款の変更

更生会社の定款の一部を、別表27記載のとおり変更する。定款変更の効力は、更生計画認可決定日より発生するものとする。

第10章　役員等の選任（省略）

第11章　その他の必要的記載事項

会社更生法第167条第１項第６号及び同第７号に該当する事実はない。

（別表１－１ないし別表27省略）

大阪地方裁判所第６民事部

公認会計士等の登録及び登録抹消の公告

平成25年３月中の公認会計士等の登録及び登録抹消者は、次のとおりにつき、公認会計士法第21条の２の規定により公告する。

平成25年４月１日　日本公認会計士協会

〔開業登録〕

登録番号	氏名	登録番号	氏名
Ⅰ　公認会計士			
3月18日			
30575	星野　俊二	30576	田中　裕輝
30577	加納　啓一	30578	宮澤さや香
30579	久禮　義継	30580	岡本　琢磨
30581	名賀石　樹	30582	早川　覚
30583	吉田雅紀子	30584	小西めぐみ
30585	齋藤　禎治	30586	眞田　衣美
30587	藤井　仁和	30588	安原　隆人
30589	入江　美晴	30590	武市　麻里
30591	藤田　雅子	30592	岡本　有
30593	松葉　俊英	30594	木村　朋子
30595	小林　賢介	30596	鈴木　宏和
30597	大泉　知子	30598	岡本　純子
30599	岐部　浩孝	30600	小林　弘清
30601	川本　真語	30602	井上　誠
30603	木下　喬任	30604	栗原　祐介
30605	七瀧　雅之	30606	丸山　善弘
30607	池田　真也	30608	佐藤健一郎
30609	寺戸しのぶ	30610	坂下　尚弥
30611	門脇　久雄	30612	町田　紘子
30613	横山　和弘	30614	白石　貴也
30615	静　健太郎	30616	福嶋健次郎
30617	松井　重貴	30618	五十嵐友彰
30619	小田　剛	30620	菊地　康美
30621	百島　雄	30622	加藤　賢
30623	古川　大輔	30624	眞野　元
30625	中村　大樹	30626	西村　哲郎
30627	加藤　寛子	30628	權　基哲
30629	鈴村　拓也	30630	松山　真一
30631	井堂　明子	30632	岡野　貴幸
30633	野尻　瑠璃	30634	山田雄之助
30635	青木　健造	30636	仲田　太朗
30637	長谷川雄史	30638	進藤　雄士
30639	古川　顕史		

〔登録抹消〕

登録番号	氏名	抹消の理由	抹消の日
Ⅰ　公認会計士			
1695	髙橋善一郎	死亡	25. 2.16
3040	野口　節夫	死亡	25. 1.26
3281	東　正美	死亡	25. 2. 1
4145	三木泉四郎	死亡	25. 2.13
5561	佐藤　晴夫	死亡	25. 1.23
7209	山本　弘	死亡	24.11. 4
7802	勝部不二夫	死亡	25. 2. 6
7871	木村　惠司	死亡	25. 2.23
7977	大久保晴雄	死亡	25. 2.25
9311	上田　雅之	死亡	25. 1.28
18263	鈴木　理恵	死亡	25. 2. 1
1310	矢野　辰義	業務廃止	25. 3.18
3184	福原　淳夫	業務廃止	25. 3.18
8942	和田　勇人	業務廃止	25. 3.18
15997	佐々木貴浩	業務廃止	25. 3.18
16705	柳原　隆志	業務廃止	25. 3.18
22741	野口　雄弘	業務廃止	25. 3.18
25365	幅　隆太郎	業務廃止	25. 3.18
25627	島田多希子	業務廃止	25. 3.18
26372	中川恵理子	業務廃止	25. 3.18
26483	神山　聡	業務廃止	25. 3.18
26901	荒川　克之	業務廃止	25. 3.18
26928	石原　愛	業務廃止	25. 3.18
27354	野口　千穂	業務廃止	25. 3.18
27369	髙木麻衣子	業務廃止	25. 3.18
28403	佐藤　瑞恵	業務廃止	25. 3.18
28408	富田　魂	業務廃止	25. 3.18
Ⅱ　会計士補			
17799	矢向　信行	業務廃止	25. 3.18

公認会計士開業による抹消

会計士補抹消の日　H25. 3.18

登録番号	氏名	登録番号	氏名
20305	山中雅紀子	20988	古川　顕史
21220	岡本　琢磨	21229	木下　喬任
21629	古川　大輔	22000	眞田　衣美
22305	菊地　康美	22562	仲田　太朗
22657	福嶋健次郎	22899	五十嵐友彰
22941	栗原　祐介		

税理士登録者公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により平成25年３月26日税理士名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成25年３月26日　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
123576	川名　弘章	123577	井上　清貴
123578	藤田　正美	123579	倉光　宏一
123580	松田　悠	123581	佐藤　詠司